

浦安市ディスポーザ排水処理システム設置等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システムを排水設備として設置し、公共下水道に接続しようとする場合に、必要となる手続、書類、関係者のそれぞれの立場でとるべき措置等について規定し、事務処理を円滑に進めるとともにディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理システム 生ゴミを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器をいう。
- (2) 使用者 処理システムの維持管理に最終的に責任を負う者であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (3) メーカー 処理システムの製造又は販売をする者であって、社団法人日本下水道協会が作成する「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(平成25年3月)に基づき同協会の製品認証を受けたものをいう。

(設置計画の確認)

第3条 処理システムの設置又は変更を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、浦安市下水道条例(昭和59年条例第9号)第6条(以下「条例」という。)の規定に基づき、あらかじめディスポーザ排水処理システム維持管理等計画概要書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 使用者は、ディスポーザ排水処理システムの設置又は変更の計画を廃止したときは、速やかにディスポーザ排水処理システム計画廃止届(別記第2

号様式)を市長に提出するものとする。

(維持管理の指導)

第4条 市長は、条例第6条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次の事項を遵守するよう求めるものとする。

- (1) 処理システムについて、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。
- (2) 処理システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) 処理システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理事業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) 処理システムの排水処理槽から引き抜く汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理すること。
- (5) その他市長の維持管理に関する指導に協力すること。

2 市長は、処理システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

(使用者の地位の継承)

第5条 市長は、条例第6条に基づく計画の確認を行う場合には、使用者に対し、処理システムを有する建築物の譲渡等を行うときは当該譲渡等を受けた者がシステムの適切な維持管理を行う地位を継承すること及び前条第1項各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを指導するものとする。

(排除の停止、制限又は改善)

第6条 市長は、処理システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷し、若しくはその機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、処理システムの設置者又は使用者に対し、排除の停止若しくは制限又は処理システムの改善を指導することができる。

(メーカーに対する指導)

第7条 市長は、メーカー及び販売店に対し、必要があると認める場合には、

次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) 処理システムの販売に当たり、申請者に対し、処理システムの維持管理については専門の維持管理事業者と維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。
- (2) 申請者に対し、市長が行う処理システムの維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。
- (3) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第3条第1項において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの並びに平成27年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされる場合においては、社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成16年3月）」に基づき評価機関により適合評価を受けたもののうち、下水道管理者が機種承認したものはこの限りでない。

別記

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

浦安市長 様

届出者 住所

(設置者) 氏名 (印)

電話番号 ()

ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画概要書

浦安市ディスポーザ排水処理システム等の設置取扱い要綱第3条第1項の規定により、次のとおり届出します。

1 一般事項

設置場所	浦安市			
下水道協会の性能基準適合品の名称等	1 メーカー名 2 名称 3 適合評価番号 4 適合評価日 平成 年 月 日 5 適合評価書の写し			
設置数量	ディスポーザ	基	排水処理部	基
工程	1 着工予定年月日 平成 年 月 日 2 完了予定年月日 平成 年 月 日 3 使用開始予定年月日 平成 年 月 日			
施行业者 (指定排水設備工事業者)	電話 ()			
維持管理事業者	電話 ()			
設置場所案内図	別添のとおり			
排水設備設計図	別添のとおり			

2 仕様書

ディスポーザ部	1 形式 2 製造 3 品番
排水処理部	1 設計人数 人 2 設計生ごみ量 kg/日 3 計画汚水量 m ³ /日
算定根拠	別添のとおり

3 設置施設の維持管理計画

処理水質 (設計条件)	1 BOD mg/l未満 2 SS mg/l未満 3 n-ヘキサン抽出物質 mg/l以下			
維持管理体制	保守点検 内容及び 維持管理 頻度	ディスポーザ部	配管系統部	排水処理部
	機器の点検整備 の頻度 (回/年)		配管内の点検の頻度 (回/年)	定期点検の頻度 (回/年)
			清掃の頻度 (回/年)	水質検査の頻度 (回/年)
				汚泥引抜の頻度 (回/年)
点検項目	点検主部	ディスポーザ部	配管系統部	排水処理部
	点検項目	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
	保守点検記録表	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
その他	1 維持管理業務委託契約書(写) 2 維持管理業務委託契約確約書 承継確約書	別添のとおり		

注 1 維持管理に関する保守点検記録は、3年間保存すること。

注 2 市から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出すること。

当該申請に関する	住 所：
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名： 電話 ()

別記

第2号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

浦安市長 様

届出者 住所
(設置者) 氏名 ⑩
電話番号 ()

ディスポーザ排水処理システム計画廃止届

浦安市ディスポーザ排水処理システム等の設置取扱い要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり計画廃止を届出します。

記

1. ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画概要書の提出日
平成 年 月 日
2. ディスポーザ排水処理システム設置場所
浦安市
3. ディスポーザ排水処理システムの仕様
 - ①メーカー名
 - ②名称
 - ③適合評価番号
 - ④適合評価日 平成 年 月 日
 - ⑤設置数量 基
4. 計画廃止の理由